子育てのための施設等利用給付額の改定について

令和８年１０月１日から、下記のとおり子育てのための施設等利用給付額が改定され、同日利用分から適用されます。

記

１．改定内容

〔１ヶ月当たりの限度額〕

対象児童等	令和8年9月まで	引上げ額	令和8年10月から
認可外保育施設等※１を利用する児童（０～２歳）	42,000円	（＋3,700円）	**45,700円**
認可外保育施設等※１を利用する児童（３～５歳）	37,000円	（＋3,300円）	**40,300円**
新制度未移行型幼稚園の在園児童（教育時間分）	25,700円	（＋2,300円）	**28,000円**
預かり保育を利用する児童（０～２歳）※２	16,300円	（＋1,400円）	**17,700円**
預かり保育を利用する児童（３～５歳）※２	11,300円	（＋1,000円）	**12,300円**

※１認可外保育施設等とは：認可外保育施設利用料、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※２保育の必要性の認定を受けた児童に限る。

〔１日当たりの限度額〕

	令和8年9月まで	引上げ額	令和8年10月から
預かり保育の日額単価	450円	（＋40円）	**490円**